

# 北名古屋市いじめ防止基本方針の概要

市いじめ問題対策連絡協議会等条例

市いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針

市いじめに関する指導の手引き

北名古屋市教育委員会

## いじめ防止に関する基本的な考え方

- いじめは、いじめられる子の尊厳を深く傷つけ、人間性を破壊する人権侵害である。
- いじめは、人間として絶対に許されない、許さない。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こる。
- いじめは、だれもが被害者にも加害者にもなりうる。
- いじめは、未然防止・早期発見・早期対応が重要である。
- いじめは、市（教育委員会）・学校・家庭や地域、関係機関が連携し、一体となって総力をあげて取り組むことが重要である。

## いじめの定義(第2条)

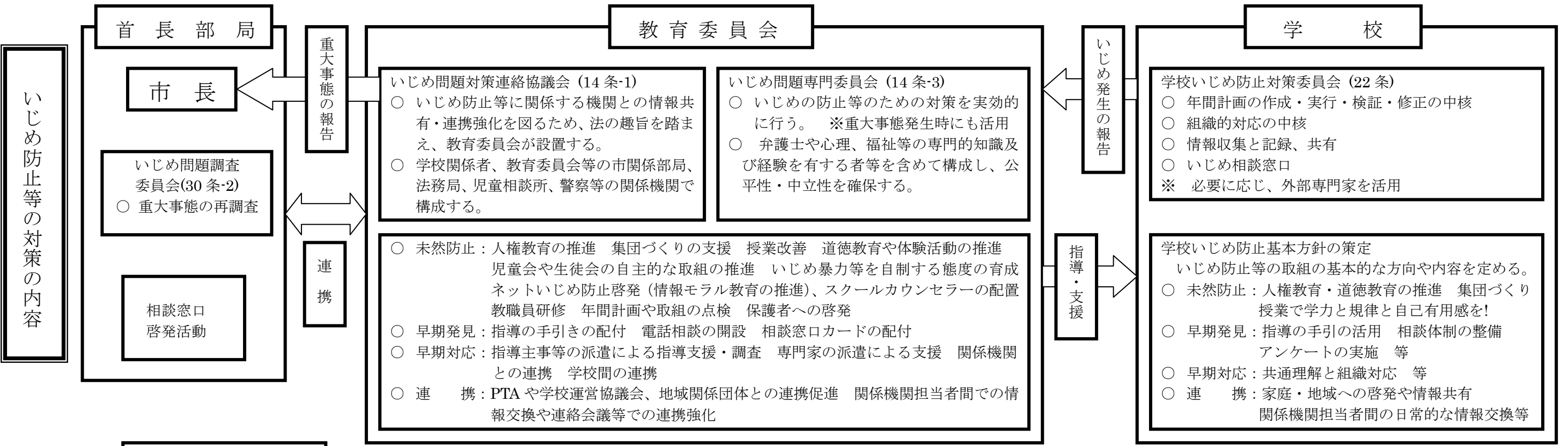
いじめとは、児童等(生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめられている児童生徒の気持ちを重視)

## いじめの理解

- 暴力によらないいじめであっても、繰り返されたりすることで生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- 暴力によらないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わり、いじめの被害も加害も経験している。
- いじめは被害者・加害者だけでなく観衆・傍観者の存在が大きく影響する。

## いじめの防止等

- 未然防止
  - ・規範意識・自己有用感
  - ・学力
- 早期発見
  - ・小さなサイン
- 早期対応
- 家庭・地域との連携
- 関係機関との連携



いじめ防止等の対策の内容

## 重大事態 (28条)

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態の調査

